

## 美瑛町告示第43号

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5年度及び令和6年度において美瑛町が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法について、次のとおり定める。

令和4年12月8日

美瑛町長 角 和 浩 幸

### 第1 資格

#### 1 共通的資格要件

各資格の共通の要件は、(1)及び(2)のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

#### 2 資格の種類ごとの要件

##### (1) 工事の請負契約

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けた建設業者であり、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

イ 工事の請負契約のうち、別表第1に掲げる種類の契約については、工事の種類に応じ、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出

した総合数値を勘案して、同表に掲げる等級に格付する。

(ア) 客観的審査事項

建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）の規定に基づき審査するものとする。

(イ) 主観的審査事項

工事施工成績に基づき審査するものとする。

(2) 建築物の設計

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者についてはこの限りでない。

(3) 測量

測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

(4) 土木施設物の設計、地質調査又はその他の契約

法令その他別に定めのあるものを除き、特に定めない。

(5) 物品の購入等

(4)に同じ。

## 第2 資格審査の申請の時期及び方法

### 1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月30日から翌年の1月5日までの日を除くものとし、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

令和5年1月23日（月）から令和5年2月10日（金）まで

#### イ 随時申請をする者

令和5年度及び令和6年度中とする。

注 随時の申請により資格を有することとされた者は、資格を有すると認められた日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

- (2) 共同企業体 当該共同企業体が結成されたとき。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等 当該証明を受けたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合 当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 町長が特に必要と認めた者 町長の指定する日。

#### 2 申請の方法

資格審査の申請は、建設水道課管理係に対し、所定の競争入札参加資格審査申請書に別記に定める添付書類を添付し、提出することにより行わなければならない。物品の購入等に関するものについても同様とする。

なお、申請書の提出方法は、新型コロナウイルス感染予防の観点から、郵送による提出とする。

### 第3 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### 1 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和5年度及び令和6年度とする。ただし、共同企業体については、令和5年度とする。

#### 2 有効期間の更新手続

資格の有効期間を更新しようとする者は、令和6年12月に令和7年度及び令和8年度の資格に関する告示を行う予定であるので、当該告示に基づき更新手続を行うものとする。ただし、共同企業体にあつては、令和6年1月に告示する予定である令和6年度の資格に関する告示に基づき、申請を行うものとする。

### 第4 資格の喪失

資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当

該資格を失う。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等の取消しがあったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、第1に定める資格要件を欠くこととなったとき。

## 第5 資格審査の再申請

次の各号のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (2) (1)に該当する構成員を有する共同企業体
- (3) 資格を有する者であつて、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者
- (4) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者がその構成員を変更したもの

### 2 資格審査変更届の提出

再申請しようとする者は、建設水道課管理係に対し、資格審査変更届を提出しなければならない。

## 第6 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被成年

後見人、被補助人)

- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

## 第7 その他

- 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、町が実施する入札等に参加することができない。
- 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第6までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

### 別表第1（第1の2（1）イ関係）

等級 \ 種類	土木一式工事	建築一式工事	その他の工事
	予定価格	予定価格	予定価格
A	3,000万円以上	3,000万円以上	1,000万円以上
B	3,000万円未満	3,000万円未満	1,000万円未満
	500万円以上	500万円以上	250万円以上
C	500万円未満	500万円未満	250万円未満

## 別記

### 競争入札参加資格審査申請書の添付書類

#### 1 添付書類（物品の購入等に関するものの申請を除く。）

次の各号に定める書類を添付するものとする。このうち、北海道公共工事契約業務連絡協議会が作成した申請書類の様式があるものについては、当該様式を用いて作成すること。

- (1) 建設工事等入札参加資格審査申請書
- (2) 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し
- (3) 工事（事業）経歴書
- (4) 工事経歴集計表（建設工事のみ）
- (5) 技術者名簿
- (6) 代表者身分証明書（個人事業主のみ。提出時3か月以内のもの）
- (7) 登記事項証明書（法人のみ。提出時3か月以内のもの）
- (8) 申請業種に係る許可・登録に係る書類
  - ア 建設業許可通知書及び許可申請書別表の写し
  - イ 測量業者登録通知書の写し
  - ウ 建築士事務所登録申請書（登録担当行政庁又は指定事務所登録機関の受理済印のある申請書控えをいう。）の写し
  - エ 建設コンサルタント及び地質調査業登録に係る現況報告書の写し
  - オ 補償コンサルタント登録を証する書類の写し
- (9) 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し
- (10) 建設工事入札参加資格審査申請書付票
- (11) 設計等入札参加資格審査申請書付票
- (12) 納税証明書
  - ア 国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明 様式その3の3）
  - イ 都道府県税（入札参加資格審査申請用 滞納がない証明）
  - ウ 市町村税（入札参加資格審査申請用 滞納がない証明）

なお、美瑛町に法人町民税を納税する法人が申請する場合は、当該法人に加えて、その代表者の納税証明書を提出するものとする。

(13) 印鑑証明書

(14) 決算書

(15) 暴力団の排除の推進に係る宣誓書及び役員名簿

## 2 共同企業体の申請

参加資格者が共同企業体であるときは、当該共同企業体に係る協定書その他関係書類を添付すること。

## 3 物品の購入等に関するものの申請に係る添付書類

(1) 物品購入等入札参加資格審査申請書

(2) 代表者身分証明書（個人事業主のみ。提出時3か月以内のもの）

(3) 登記事項証明書（法人のみ。提出時3か月以内のもの）

(4) 営業証明書（個人事業主のみ。市区町村長が発行するもの）

(5) 納税証明書

ア 国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明 様式その3の3）

イ 都道府県税（入札参加資格審査申請用 滞納がない証明）

ウ 市町村税（入札参加資格審査申請用 滞納がない証明）

なお、美瑛町に法人町民税を納税する法人が申請する場合は、当該法人に加えて、その代表者の納税証明書を提出するものとする。

(6) 印鑑証明書（申請書に押印した実印の証明書）

(7) 損益計算書（最近1年間の収支決算）

(8) 許認可に関する証書の写し

希望する営業の分類において、その行為に許可、免許及び登録等を要する場合に提出すること。

(9) 工場又は作業場の設備概要

参加資格者が印刷部門の申請をする場合に提出すること。

(10) 暴力団の排除の推進に係る宣誓書及び役員名簿

(11) その他、特に必要と認める書類

#### 4 中小企業組合等の申請

参加資格者が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）であるときは、第1項から第3項までの規定によるほか、組合員（会員）名簿を提出すること。

#### 5 会社以外の法人である者の申請

参加資格者が会社以外の法人であるときは、第1項から第4項までの規定によるほか、次の各号に掲げる書類を提出すること。ただし、申請者が中小企業組合等である場合は、第2号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 定款又は寄付行為

(2) 第3項の資格に関するものにあつては、貸借対照表

#### 6 提出先、問い合わせ

〒071-0292

北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

美瑛町建設水道課管理係（電話：0166-92-4449）